

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所7号機の火災防護設備の使用前事業者検査に係る確認事項についての面談

2. 日時：令和3年3月10日 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部

検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、雑賀上席原子力専門検査官、

渋谷主任原子力専門検査官、宇野主任原子力専門検査官、

平川主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所

第二保全部 電気機器グループ グループマネージャー 他9名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス(株)から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の火災防護設備において事業者が自ら実施する使用前事業者検査前に原子力規制庁検査官が実施した現場ウォークダウンでの確認事項について事業者より前回（令和3年3月3日）の面談から引き続き説明を受けた。

○原子力規制庁から、前回の面談で質問した内容について再度整理の上、改めて説明することともに、以下の点についても説明するよう求めた。

- ・煙感知器と熱感知器の工事記録の確認内容の整合性が取れていないことについて、本事象の状況（誰がどのような責任分担でどのように工事記録を確認したのか明確にし、何が不足していたのか）及び再発防止の考え方。
- ・蓄電池室（区分Ⅳ）に設置されている煙感知器1台の据付け位置が消防法施行規則（給気口から1.5m以上離隔）を満足していなかった煙感知器の移設とその後の使用前事業者検査については、CR（状態報告）に係るルールを遵守して進めることの徹底。

6. その他

資料：なし